

産業建設常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・ 11月定例会付託案件の審査
- ・ 市政一般における本委員会の所管事項について
- ・ 閉会中継続審査の申出について

1. 開会及び閉会の日時

12月 9日 午前10時00分 開会

12月 9日 午前11時14分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 桜野孝也	副委員長 山森文夫
委員 林忠男	委員 山本善郎
委員 川辺一彦	委員 山本篤史

1. 欠席委員（なし）

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 夏野修	副市長 齊藤一夫
商工農林部 部長 島田繁則	建設水道部 部長 老松司
商工農林部次長 商工観光課長 大浦信雄	商工農林部次長 農業振興課長 津田泰二
商工農林部 農地林務課長 林憲正	建設水道部 土木課長 栄前田龍平
都市整備課長 金森賢一郎	上下水道課長 菊池紀明

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長
議事調査課長 村 井 一 仁

主 幹
議事係長 石 黒 哲 康

主 幹
調査係長 林 哲 広

議事係・調査係主任 松 口 あかね

1. 会議の経過

午前10時00分 開会

(11月定例会付託案件の審査)

○**桜野委員長** ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本定例会において当委員会に付託されましたのは、案件3件であります。

これより、議案第85号 令和2年度砺波市一般会計補正予算（第7号）所管部分外2件について審査をいたします。

なお、議案に対する当局説明につきましては、議案説明会において説明を受けておりますので、付託案件に対する質疑から始めます。

それでは、発言される方はどうぞ。

山森副委員長。

○**山森副委員長** おはようございます。ではお願いいたします。

出町東部第3土地区画整理事業について、少しお話というか質問をしたいと思っております。

市街地における19番目の土地区画整理事業だということをお聞きしてございまして、19か所で行われてきたわけで、現在の砺波市の明るいというか美しいモダンなまちづくりがこの事業によってずっと形成されてきたと理解してございまして、大変すばらしい事業の継続であったと思っております。

そうした中で、今年度2,300万円の拠出をされるわけですが、将来、この後9年まで事業が続いていくわけですが、この中において砺波市の拠出金額はトータル的に幾らほどで幾ら拠出されるのか、そしてまた、年度ごとにどういうことになってくるのかということと、多分これは算定式が事業規模によってあると思うんですけれども、その辺について少しお聞かせいただければと思います。

○**桜野委員長** 金森都市整備課長。

○**金森都市整備課長** まず、出町東部第3の土地区画整理事業における市の支出といいま

すか負担金の金額でございますけれども、約2億円を考えているところでございます。年度割としましては、今年度が2,300万円、来年度以降は5,000万円ですとか数千万円ずつ少しずつ払っていくということで、おおむね令和7年頃までに市の負担分については負担すれば事業が進むのではないかというふうに考えております。

次に、算定式といいますか負担金の考え方についてちょっと御説明させていただきます。

まず、市が負担するお金は公共施設管理者負担金という名前のものがございます、この制度は土地区画整理法の中で決められているといいますか記載のある手法でございます。

ちょっとこの御説明をさせていただきますけれども、土地区画整理事業者、今回の場合は組合でございますが、組合が道路とか公共施設を整備する場合、その用地費ですとか補償費相当を各公共施設の管理者、今ですと市ですとか富山県になるわけでございますが、その各公共施設管理者に求めることができるという制度でございます。

この制度に基づきまして算出するわけでございますけれども、今ほど説明したように、交換金の対象は用地費と補償費でございます、新しい市道ですとか県道を広げる場合の用地費と補償費の総額を計算するわけでございます。今回の場合は約14億円というのが必要な用地費と補償費というふうに算出しておりますけれども、そういった額を算出して、今度は年度ごとに組合が使用する、利用するといいますか、それをもって設計をしたり物件の補償をしたりするわけでございますが、その必要額を年度ごとに支払っていくというものでございます。ですから、今回の場合は2,300万円という額でございますけれども、これは換地設計といいます、区画整理で土地の形状を整えたりするわけでございますが、そういった設計費に充てる部分として2,300万円の補正をお願いしたいというふうに計算してお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。

○桜野委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 何か難しいお話であったように承りました。1回で聞いてもなかなか分からんのですが、大変大事な事業でございます、終了までこの事業が円滑に進むようなことを期待しております。積極的に進めていただきたいと思っております。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 では、関連してもう一点お願いいたします。同じく出町東部の第3土地区画

整理事業の件であります。

まずもって、県道砺波福光線、特に警察署の前の道が広がる、これは大変ありがたい話ということで期待をしているところであります。

ここの権利者の方、要は組合に加盟された方といいたいでしょうか、56名というふうに伺っておりますが、結局これから区画をして、また同じ土地というものか、そこへ戻られる方も当然いらっしゃるでしょうし、お出になる方もいらっしゃると思いますが、そういう中において、その意向とか、またはどれくらいの方がもともとの場所、今の場所へ残られるような、そういう協議などはもうなされているのでしょうか。まずもってそれをお聞きします。

○**桜野委員長** 金森都市整備課長。

○**金森都市整備課長** 出町東部第3の権利者は56名ということになっておりますが、今ほど委員おっしゃったとおりでございますけれども、この中には住所として住んでいらっしゃる方と、あと、そこには住んでおられませんが土地を持っておられるという方、それも含めて権利者と呼んでいるわけでございますが、その合計が56名ということになっております。

今回の区画整理組合につきましては、ある程度事前にこういった割り振りをしようとかということも綿密に検討いたしまして進めている事業でございますので、ある程度の把握はしているわけでございますが、引き続き土地を持つ人、引き続きその土地に住む人の両方合わせて約半数の方が、今回の地区の中で今後も権限を持ち続けられるというような予定で今は把握しているところでございます。

説明は以上です。

○**桜野委員長** 川辺委員。

○**川辺委員** 分かりました。では、もう半数の人、ある程度がもう心して組合に加入し、そしてこれからの推移に対して御協力いただけると捉えていてよろしいわけですね。ありがとうございます。

当然だといえば当然なんですけど、こんな当然のことを聞くほうもおかしいのかもしれませんが、要は、半数の方がこちらへ戻られるということになりますので、いやが応でもその土地を一度外へ出て、そしてまたこちらへ戻ってきて家を建てるということになるんでしょうが、そういう移転に次ぐ移転というものも補償の中には入るんでしょうか。それだけ聞きたいと思います。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 今回の委員の御質問は多分、仮住まいの費用というようなイメージ、移転して移転という仮住まいの費用のことだと思いますけれども、まず公共事業の補償費の算定の大原則としましては、必要最低限の補償費というのが大前提でございます。

その大前提を基に試算をするわけですが、一番最初は、従来の土地で住み続けることができるかできないかを計算します。簡単なことを言えば、家を引っ張ればそのまま曳家で住めるというパターンもございますし、土地がある程度あれば、例えば県道に土地を、出したとしても残る土地で同じような建物を建てられるということであれば、一旦仮住まいして新しい家を取り壊して、家を建て直してそこにもう一回戻ってくるという試算をして支払いいたします。

もう一つは、あまりにも土地が小さくなり過ぎてそこでもう住めないよというふうになった場合は、もともと違う土地に移っていただくという前提で補償費を算定いたしますから、そういった場合はアパートの必要はございませんから、新しい家を建ててそこに移り住むというパターンでございますから、そういった場合は、アパートの費用は算定しないというような、おおむね一般的にはこういったルールで補償費を算定いたします。

説明は以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 分かりました。いずれにしましても、ここにいらっしゃる皆様が御納得なされるような進め方をしてやっていただきたいということを添えてこれで終わらせていただきます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 富山県新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金について伺います。

この負担割合については、県8分の3、市8分の3、地元4分の1ということになっております。事業の内容としてはそんな感じだということなんですが、実際にエリアはどこのエリアを対象としておられるのか、ちょっと詳細な説明をお願いします。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 今回の事業のエリアにつきましては、となみ駅前商店街振興組合のエリアでございます、駅前の砺波信用金庫砺波支店の前から真っすぐ行きます、たか

や靴店がありますね。たかや靴店のT字路を右に曲がります。そのたかや靴店までのエリアと、そこから本町の交差点までの間、真っすぐ行って右折まで、この区間が今回フラッグを更新するエリアでございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 そのエリアについては、以前からそのようなフラッグというのは立っていたのでしょうか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 以前からフラッグは設置されております。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 確認ですが、以前と同じようなサイズということによろしいでしょうか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 実は今、となみ駅前商店街振興組合で、サイズとか材質等についていろいろ検討されます。もちろんデザインもそうですが、検討しておられますので、どうしても既存のもの、設置前のものにつきましては、かなりひらひらして、なかなかもたなかったということもありますので、その辺は今協議中でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 今の1番目の質問で、T字路を右側というふうにおっしゃられたと思うんですが、そうすると左側、踏切を向いてのエリア等が一体感を持つときはどのように考えておられますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 商店街エリアのアーケード部分につきましては、砺波土木センターと協議しまして、フラッグをつける規制がございまして、今回はちょっと難しいということで、となみ駅前商店街振興組合の高田組合長のほうでは、引き続きその部分については何か統一したものを全体のエリアとして考えていきたいということでございまして、今回は対象にしていないというものでございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 地元がそれでやりたいとおっしゃっているのであれば、市は当然、支援してあげるべきだと思うんですが、今聞いている感じで言うと、なかなか一体感というか、片手落ちのような気もしないわけではないんですが、これによる効果というものほどのようなものが想定されるのかお尋ねします。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 となみ駅前商店街振興組合につきましては、フラッグの設置のほか、スタンプラリーとかを9月に実施されております。また、クリスマスにもセールをされたりもしておりますし、一度コロナ禍の中でちょっとどうしようかという話も聞いていますが、今回のフラッグの設置を含めてみんなで頑張っていこうということで、引き続きいろんなイベントとか事業にチャレンジされるというふうに聞いております。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 それでは、議案第85号の一般会計補正予算の債務負担行為です。散居景観保全事業及び農業農村整備事業補助金ということで上限額1,050万円見てあります。内容は事前にお聞きしておりますが、この中に散居景観保全事業として49件の枝打ちが入っているということですが、これは結局、4月前に行われるというふうに理解してよろしいですか。

○桜野委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 おっしゃられたとおり、枝打ちの適期でございます3月、4月頃を中心に施行していただくことを前提としております。

以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 ということは、もちろんなんですけど、確認なんですけど、令和3年からこの散居景観保全事業の要綱が変わりますよね。上限を25万円から20万円にするというようなことは伺っているところですが、この内容からすれば、その20万円に該当する内容ということよろしいですか。

○桜野委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 令和3年度分の事業に該当するというところでございますので、おっしゃられたとおり、補助金の総額は20万円が上限となるものでございます。

以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 分かりました。ということになれば、これが今、債務負担行為の中で事前に令和3年度事業をスタートさせるぞというようなことになるんですが、さきに示されました上限20万円になって、おおむね1,000万円ほどの事業にしたいということでありましたけど、その数字からすれば、5万円下がることによって今までの実施件数と

今回見込まれる件数はどれぐらいの差が出るもののでしょうか。同じぐらいになるのかなと思ったりはするんですけど、どう捉えていらっしゃいますか。

○桜野委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 今ほどの御質問でございますが、令和3年度事業要望につきましては、本年の5月から7月に各協定組織に令和3年度分の事業要望調査を行っております。それに基づきましたもので今回、議会のほうに提出させていただいたところでございますが、要望の件数につきましては、おっしゃられたとおり、ほぼ同様でございますが、件数で申し上げますと、令和3年度分といたしましては全体では65件の申込みがございました。参考までに、本年の令和2年度の実施予定件数につきましては71件でございます。参考までもう一年遡りますと68件ということで、ほぼ同様な数字で御要望がなされているところでございます。

以上です。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 内容として、補助金が下がったんだけど、やはり実施したいという方は十分いらっしゃるというふうに捉えればいいのかと思います。

それで、この要望には、利用者の固定化が見え始めたぞというようなことだったんですよね。それで、新規の方をなるべく優先したいというようなことなんですけれども、今回新規の方はどれぐらいいらっしゃるものですか。それは捉えてありますか。

○桜野委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 今ほどの御質問ですが、新規として捉えているものは大体5割強ぐらいということでございます。

以上です。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 十分いい傾向が出ているのかなというふうに思います。新規の方をどんどん取り入れていってあげることが、この事業の賄うところといいましようか、狙いだというふうに思います。正直、今まで新規の方が入っていらっしゃらなかったのはなぜだったかというような、そこら辺の理由も一度調査してみられればいいのかなど。もうそんなもの、私のこの前の一般質問じゃありませんけれども、いつまでも屋敷林を持っている価値がないのではないかとと思われる方もいらっしゃるのではないかとと思うので、それが心配なんですけれども、そこらはどのようにお考えでしょうか。

○桜野委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 やはり砺波平野の散居景観を醸し出して、昨日、一昨日の御質問にもございましたとおり、砺波平野のこの環境景観を醸し出している一つの構成要因といたしまして、屋敷林は非常に重要というふうに捉えております。

おっしゃいましたとおり、高齢化であつたりいろいろ環境問題があつたりして、屋敷林の維持管理が非常に難しい大変な状況だということは把握しております。

そこで、少しでも新しい方々にこの散居景観保全事業、通称枝打ち県単というこの事業が浸透していくように、現在129の協定組織がございますが、まだまだ実施していらっしゃる協定の方もいらっしゃいますので、極力そういった協定地区におきまして実施していただくように、また機会を見つけながら周知をしてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 続いて、議案第88号、89号なんですけれども、上水道会計と下水道会計の、こちらも補正予算として出ておりますね。こちらのほうなんですけど、十分内容的には理解できます。よろしく願いをいたします。

これもまた単純な思いで御質問させていただきますが、上水道会計、そして下水道会計に、このように保守点検であつたり検査という4月1日から始まるようなものがあるものだからということ、それは十分理解できる話なんですけど、工業用水道会計、こちらのほうにはこのような保守点検等は発生しないんでしょうか。それはなぜなんだろうということでお聞きしたいと思います。

○桜野委員長 菊池上下水道課長。

○菊池上下水道課長 工業用水道事業会計に債務負担行為は要らないのかという御質問だと思うんですが、工業用水道事業会計の主な施設でございますけれども、まず井戸がございまして、井戸から取水するポンプ、それから電気の設備、こういうものが主な設備としてございます。

1番目のポンプにつきましては、下水道事業会計では汚水ポンプのシステム監視ということで、そういうものを債務負担しておりますが、下水に比べまして水道はきれいな水でございますので、比較的故障の頻度が少ないこと、それから、ポンプ2台で交互運転をしておりますので、故障の際にはすぐ直す、1台が動くということになりますので、

緊急性も低いということ。それから電気設備につきましては、県西部体育センターのほうに温水プールがございますが、そちらのものと温水プールと共用してございまして、そちらのほうにつきましては教育委員会において保守管理していただいておりますので、工業用水道事業会計については債務負担行為は不要であるということでございます。

私からは以上です。

○**桜野委員長** 川辺委員。

○**川辺委員** 要は、設備的にはメンテナンスがかなり低いといいたいまいしょうか、年間契約まで要するようなものではないというようなことなんですね。よく分かりました。ありがとうございました。

○**桜野委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜野委員長** ないようでありますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。

これより付託案件を採決いたします。ただいま議題となっております議案第85号、議案第88号及び議案第89号、以上3件を一括して採決いたします。

これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜野委員長** 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第85号 令和2年度砺波市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第88号 令和2年度砺波市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第89号 令和2年度砺波市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上3件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**桜野委員長** 挙手全員であります。よって、3件の付託案件は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、要望が1件提出されております。

富山県木材組合連合会会長 西村亮彦氏ほか4名から、公共施設等における木材の利用促進についての要望書が提出されておりますので、御報告いたします。

（市政一般における本委員会の所管事項について）

○**桜野委員長** 次に、その他といたしまして、市政一般における本委員会の所管事項について、質疑、御意見等はございませんか。

山本篤史委員。

○**山本篤史委員** それでは、企業誘致についてお尋ねしたいと思います。

砺波市の企業誘致は非常にはしからとやっておられるということを目にしました。一方で、へしないという意見も聞いています。高岡市ではＩＣパーク、１年間で９区画が全て売り切れたということが先日新聞でも出ていました。そして今日の新聞では、今日の日曜日、上市スマートインターが開通するのに合わせて医薬品物流拠点が来春着工で再来年開始ということになっています。当市では柳瀬の適地についてはレディーメード方式でやられるというふうに伺っているんですが、形が見えないものですから、市民の中からいつまでレディしとんがやという話も伺っています。当市は３年から４年かけて準備を進めていかれるということですが、これをもうちょっと早めるということはどうでしょうか。

○**桜野委員長** 大浦商工観光課長。

○**大浦商工観光課長** 高岡のＩＣパークにつきましては、平成２９年度から用地取得や造成工事をされたというふうに聞いております。私ども砺波市の場合につきましては、今の状況で言いますと、基本計画、現地測量、そして今、地質調査を行っております。その後、用地の申請とかございますが、農地でありますので、農振の除外の申請とか農地転用の申請がどうしても必要になってきます。その期間はどうしても必要ですので、そういったものの期間がないと造成工事には入れないというのが実態でございます。高岡市もそれ相当の期間もあって造成工事まで至っているということもお聞きしていますので、なるべく早く造成工事までは行きたいと思うんですが、地元の皆さんの協力を得ながら進めていきたいなというふうに思っております。

○**桜野委員長** 山本篤史委員。

○**山本篤史委員** 形が見えるようになれば、当然、市民の皆さんも、ああ、進んだるがやなというふうに感じるわけなんですけど、今ほどいろんな経緯があつてなかなか形が見えないということも市民にはなかなか伝わっていないため、そのような印象を受けるんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、砺波市はしっかり企業誘致の面でやっているということを目にしている市民の皆さんにもっと分かっていただく必要もあると思いますし、逆に私が個人的に思うのは、

今さらですが、本来は高岡が売り切れて間髪入れず砺波もそれに追随してという形になればよかったなというふうな思いがあって、そのようなことを言うておられる市民が私も含めているということを御理解いただき、引き続き企業誘致に努めていただきたいと思いますというふうに思っています。

そこで、市内の適地以外の企業誘致の状況についてはどのようなになっているか進捗状況についてお伺いします。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 市内の適地につきましては、令和元年6月にも申し上げましたとおり、工場適地、太田、若林、東般若、柳瀬、青島、種田の6か所ございます。この企業団地のほとんどがまっている状況でございます、実際適地で空いているのは青島の3,000平米だけだと。あとは工場が建っているもしくは企業が所有しているということでございます。ですので、こういった工場適地につきましては、残りの3,000平米についてもPRは必要ですし、空き工場等につきまして情報共有するなり、そういったところに入っていただくようにPR等を進めていきたい。特に商工団体とも連携を図りながら詰めていきたいというふうに思っています。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 先ほど大浦課長のほうから言われましたが、東般若地区にも空き倉庫を実際に企業が賃貸なり買収なりするなどして、今、空き倉庫に対する需要が非常に高くなっているというふうに聞いています。市内の空き倉庫の状況と、それに対してのマッチングというのはどのようなになっているかお伺いします。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 空き倉庫等につきましては、民間が持っておられるところがほとんどでございます、こちらの状況ではほぼ埋まっている状況であります。ですので、今ほどのような話がございましたら、ぜひ商工観光課のほうへいろいろと情報提供をいただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 鳥獣対策で、一般質問のほうでイノシシ、熊、それからカラス等の質問があったかというふうに思っております。それはそれでいいんでありますが、鳥のインフルエンザ、実は私もこれ、ちょっと気づかなかったんですが、大きな業者がおいでになるということがございます。そういうこともございますものですから、ちょっとお聞

きしたいなというふうに思っております。特にこれにつきましては、宮崎県から始まりまして、現在は奈良県まで大体来ていると、北上しているというような状況があります。それから、特にため池が多いところに多いということになれば、冬になれば恐らく渡り鳥の関係かなというふうに思っているところでございますが、そこでまず最初に、国内での発生状況などあればちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 国内での発生状況につきましては、12月8日現在でございますけれども、高病原性鳥インフルエンザの発生が6件で17事例というふうになっております。また、野鳥とかふん等の発見といいますか、そういったもので兆候があるというものについては5つの道県で13の事例があるという状況でございます。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 分かりました。

そこで、こういったことにつきましては、いろんなことで周知されることが必要だろうというふうに思っておりますが、市内の事業所へはどのような周知の仕方でありませうか。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 まず県のほうでございますけれども、県では県の農業技術課、担当部署になりますけれども、こちらのほう、それと西部家畜保健衛生所がございまして、こちらのほうでは養鶏農家とか家禽飼育農家、いわゆる愛玩用として、例えば鶏とかチャボとかアイガモとかを飼育しておられる農家、こういった方々に対しましては、定期的な巡回調査や連絡を行いながら、防疫体制をしっかりといただきねということ徹底しているということでございます。

また、本市におきましては、11月5日に県のほうから高病原性鳥インフルエンザウイルス対策のレベルを引き上げますよという通知が参りました。この通知に伴いまして市内の、先ほどからの大きい養鶏業者並びに家禽の飼育農家、合計10個の農家に対しまして、防疫対策をしっかりといただきねということで再徹底の通知の文書を送るとともに、口頭で徹底していただきということ呼びかけたところであります。

以上です。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 テレビとかを見ておりますと、養鶏農家がそういうふうになりますと全

ての鶏が処分されるということでございます。農家にとってみれば収入源がなくなるような形になると思います。そういう形の中で、これはちなみに、その後の補填といたしましょうか所得の補償みたいなものは、保険があるのか私、よく分からないんですが、その辺はどういうことになっているのでしょうか。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 これにつきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして殺処分された患畜、疑似患畜につきましては、評価額と言いまして、その評価額の全額を国が負担するというようになっております。

また、殺処分に要しました費用につきましては、国が2分の1、県が2分の1それぞれ支払いますし、当然、鶏舎とかの消毒も必要になってきますので、消毒等に要しました費用につきましても国が2分の1、県が2分の1負担するというような補填機能がございまして。

また、本市におきましては、最初に申し上げました殺処分された場合の人的支援ということで、要請があれば出向くということになっております。

以上です。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 市内ではまだ出ているわけではないですので、今後また気をつけていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 一般質問の中でカラスに対する対策というようなことも出ておりました。今回の捕獲数は25羽という答弁がなされておりましたが、こちらのほうはどのような方法で捕獲したのか、まずそれを聞かせてください。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 今回の25羽につきましては銃器による捕獲でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 そうではないかなと思いましたが、今から八、九年ぐらい前でしょうかね、平成23年、24年あたりにカラスおりを使った捕獲がよく実施されておりました。いろいろとあったのだとは思いますが、今そのカラスおりは使っていないのでしょうか、お聞きします。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 今現在、カラスおりにつきましては使用はしておりません。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 その理由としてなんですけれども、私も耳にしたことがあります、例えば鳥獣保護団体の方々から後ろ指を指されたという話とか、要はこんなむごいことを何でするんだというようなことだったかなと思うんですが、今どういう意味合いで止めていらっしゃるのかお聞かせいただければ幸いです。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 特におりの設置を止めているというわけではございませんでして、ただ、おりを設置するには幾つかの条件がございます。例えばおりの設置に当たっては、まず必要な場所が確保できなければならないと。といいますのも、おりの大きさが縦4メートル、横3メートル、高さ3メートルの非常に大きいものでございます。したがって、まず場所が必要だということになります。

それと、設置する場合には、日頃からカラスがよく来る場所に設置しなくては意味がないということ。それと、やはりカラスというのは非常に警戒心が強いので、人が近づかない場所かつ広い場所、いろいろ難しいんですけれども、そういうような場所が必要だということでございます。

それと、何をいっても一番大事なのは、捕獲おりを設置する場合にはおとりのカラスがいるわけでございますけれども、このおどりのカラスに対して日頃の管理というものが需要でございます。といいますのは、水とか餌とか、こういったものをやらなくちゃならないわけでございます。これらの管理はやはり地元の方をお願いしなくちゃなかなかできないものでございまして、これらの管理に対しまして地元をお願いしますと、うーんと言われまして、なかなか設置ができないというのが現状でございます。

以上です。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 当時は今課長が言われたとおりだったと思います。中にはその思いを担って、多いときに3か所は砺波市内で設置されていたと思っているんですが、特に管理をされる方の熱意が、つかまえる量というものか、カラスの羽数に影響しまして、あの頃は月5,000円の餌代といいたましようか管理費用をもらってやっていらしたと記憶しております。その中でもその餌が、カラスのことだから残飯でも何でもやっておけばいいね

かというようなこともあったんですが、ラード、豚の脂、あれがすごく広範囲に臭いを発し、そしてカラスをおびき寄せる力が強いというようなこともいろいろと研究されていた方もいらっしゃいまして、できるものなら、そういう場所の設置と管理者を探すことが大変なのかもしれませんが、個体数を減らすにはこれしかないのではないかとというような思いもしているんですけれども、少しカラスおりの復活を考えてみる余地があるのではないかと思います、課長、どうでしょうか。

○**桜野委員長** 津田農業振興課長。

○**津田農業振興課長** 川辺委員の言われることは非常によく理解できます。ただ、先ほども申し上げましたように、やはりカラスのおりの管理ということが非常に重要でございまして、地元の方の理解なくしてはできないというふうに思っております。したがって、私たちがどれだけ設置したいと思っても、やっぱり地元の方が設置を拒まれたり、管理ができないよということになると前へ進まない話でございまして、そこはまた地元の方ともよく話をしながら、理解が得られればまた設置をしていきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○**桜野委員長** 川辺委員。

○**川辺委員** 困難なこともあると思うんですけれども、つい最近も出町の市街地で追払い作戦をなさいます。そうしたら、周辺の霊苑のほうへまた舞い下りる。それがいつか、やっぱりカラスの習性でしょう、一番高級な餌のほうへまた戻っていくというようなことの繰り返しがあるような感じがしておりますので、また前向きな考え方を模索していきましょう。よろしくお願いいたします。

○**桜野委員長** 林委員。

○**林委員** ちょっと情報をもらったのでちょっと調べていただきたいと思いますが、柳瀬地区の半導体の会社の従業員のお話によると、機械を大分入替えてきたと。E棟が物すごい空いていたのを、E棟に今度機械を入れて本格的にやっていくというようなお話でした。そうすると、工業用水が売れるチャンスがあるのではないかなと思うわけで、何かそこら辺少しアプローチをしてみればどうかなと思うんですが、そういうような情報は入っていませんか。どうですか。

○**桜野委員長** 菊池上下水道課長。

○**菊池上下水道課長** パナソニックのE棟が稼働して需要が増えるのではないかとことだと思っておりますけれども、実は定期的に工業用水事業会計を任されておりますの

で、需要調査ということで定期的にパナソニック、今はヌヴォトンなんですけれども、そこと確認させていただいておりますが、現在のところは正式にはそのような情報を得ておりません。

以上でございます。

○桜野委員長 島田商工農林部長。

○島田商工農林部長 今ほどの林委員の御質問ですけれども、我々もE棟が空いている、E棟エンプティと言って空っぽになっているということで、常々、今はヌヴォトンですけれども、E棟での事業についてお願いをしているところでございます。機会あるごとにいろいろ市のほうにもいらっしゃって、今の状況について意見交換などさせていただいておりますけれども、今の委員のお話が本当なら大変うれしいんですけれども、我々のほうではそういうような情報は実際のところまだいただけていない。もしそれが本当であれば非常にありがたいですし、それこそ本社等々へ行きまして、ぜひともということでお願いも伺いたいというふうに思っています。

工業用水のほうも、県のほうでは、当然、ヌヴォトン側での使用というものも考えて計画しているということもありますので、そうなれば非常にいいなということで、もしさらなる情報があればまたぜひお知らせいただければと思います。

○桜野委員長 林委員。

○林委員 話によると、パナソニックの社員はあんまり営業しなかったそうです。今やっているのはイスラエルと台湾の従業員が多くて、物すごい営業力が強いと。営業力が強いので売れて売れてかなわんという話でした。その状況の中では、E棟の機械設備をしていかないと間に合わんと、こういうような話でありましたので、そんなに機械がすぐ売れるものじゃないと思いますけれども、そういう準備に入っているような状況だというふうに聞いていますので、しっかりとアプローチしていただければ何か臭いがするんじゃないかなと僕は思いますが、よろしくお願いします。

○桜野委員長 島田商工農林部長。

○島田商工農林部長 ありがとうございます。早速、関係等、確認をさせていただきたいと思います。

○桜野委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 庄川のそばに弁財天公園というのがありまして、その公園の正しい、また楽しい使い方について少しお話しさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の関係なんですかね、かつてより利用者が相当増えておりますね。今までは地元の人とか近隣の人たちが来ている程度だったんですが、現在はやっぱり県外の人が結構おられるように思います。

3日前の日曜日、寒い朝でしたけど、テント1張り半ほどありまして、おう、来るとなると、こういうふうに見ておりました。多分3ヘクタールほどあると思うんですよ。両方で、県道を挟んで3ヘクタールほどあって、花壇があって、軽スポーツができるグラウンドがあって、子どもたちがちょっと遊べる3種類ほどの遊具があって、そして県道を挟んで野球場があると。この使い方がはっきり分かるのは野球場ぐらいで、あとは全然もう野放し。これがあかん言うとするがでないですよ。逆に言うと、そういう使い方あっていいのかなと思うんですが、これから県外の人たちがいっぱい来たときに、やっぱり使い方を示してあげるほうが正しいとか楽しい、安心してテントを張ったり使用できるのではないかなというふうに思うわけです。

ですから、規制が強いのがいいということは一つも思っもらんがですが、利用者が安心して、ああ、ここは大丈夫なゾーンながやな、ああ、ここはあかんゾーンながやなということをして分け、区別をしてあげてほしいなと、こんなことを思います。

○**桜野委員長** 金森都市整備課長。

○**金森都市整備課長** 弁財天公園の使い方といいますかゾーンの話になりますけれども、まず砺波市の都市公園条例というものがございまして、その中には、指定した場所以外でのたき火は禁止行為というようなことにしております。これは国の都市公園法などにも書いてあるような事項でございまして、基本的には都市公園の中では、たき火といいますか火の扱いはなかなか難しいというような状況になっております。

委員おっしゃったように、公園の使い方、このゾーンではこういう使い方できますよ、多分火の使い方が一番の着目といいますか気になる点ではないかなと思うんですが、それは一般の方にはなかなか分からない状況になっているというふうには私もも考えているところとございまして、この公園の区域につきましては、あそこの河川敷全てが公園区域なわけではございませんで、高水敷の一部とか、ある程度一定の範囲が公園区域でございまして、それ以外は河川区域、いわゆる自由使用といいますか、迷惑をかけない範囲で自由に使っていいですよという河川区域になっておりますものから、その公園区域がこの範囲ですよというような明示といいますか表明といいますか、分かるような工夫はホームページ等に掲載するといったような方法で何かしらした

いなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 今年、令和2年度の当初予算の中の除雪対策費なんですけれども、除雪機械や消雪装置の修繕という項目で1,800万円、それから消雪装置の整備事業等の補助金で321万円の補正、こういう予算が計上されておりましたが、まずもって、この中で新規に消雪というものが設置されたところってあるんでしょうか。

○桜野委員長 栄前田土木課長。

○栄前田土木課長 本年度、令和2年度の予算を計上している中での新規による消雪装置の設置はございません。

以上です。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 リフレッシュはあったのかもしれないというようなところでしたよね。それで、結構今、市民の皆さん、各地区のほうからですけれども、やっぱり何年か前から消雪装置に対する要望が多く上がっておりますが、今、この消雪装置に対してどちらかというと控え目にやっていらっしゃると思うんですが、その理由を聞かせていただけますでしょうか。

○桜野委員長 栄前田土木課長。

○栄前田土木課長 まず道路改良及び道路の修繕、橋の修繕とか、いろんな道路の維持管理費が多くあるわけでございますが、消雪、それから除雪に関する費用の予算も計上しているところでございます。その中で、まずは、先ほど申しましたとおり、新設によるものの要望も非常に多くいただいているところでございますが、非常にリフレッシュ、要は消雪装置の更新をしてほしいという要望がございまして、そちらのほうをまずもって、5年間によるリフレッシュ計画というものを立てて順次進めているところでございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 計画的に、まずリフレッシュのほうを先に行っているということがありました。それはそれで大変ありがたい話だというふうに考えております。

市内では、道路が1本あって、その道路の縁に新興住宅地が建ち並び始めてというような箇所もありまして、今の除雪機械で、要は排雪場所がなくなる。排雪場所がなくな

ってきて押し切れない、またはブルといいましょうか、除雪機械の排土板のいろんな装置によってはやっぱり押し切れないようなものがあるということでありまして、結局たまったもののやり場がなくて困っていらっしゃるというケースもあるようであります。要は、そういうところだけでも新設していただくことはできないものかということは今聞きたくこの話をしたんですけれども、もちろん水源がなければならん話でもありますが、そういう要望も上がってきていると思うんですけど、そこらはどのようにお考えでしょうか。

○**桜野委員長** 栄前田土木課長。

○**栄前田土木課長** 議員が述べられましたように、各地区から新規による設置要望もたくさんいただいているところでございます。

先ほどからリフレッシュ、更新がまず第一前提という中ではありますが、要望の現地を確認した上で、どうしても機械除雪ができないようなところであれば、またそういったところも今後検討の一つとしていきたいなと考えております。

○**桜野委員長** 川辺委員。

○**川辺委員** どうか現地も見ながら対応策といいましょうか、計画を練っていただければありがたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○**桜野委員長** 山本善郎委員。

○**山本善郎委員** 雰囲気を変えまして、生産調整について少しお聞きしたいというふうに思っております。

いろんな報道の中ではすごい数字が動いているような格好でございますし、そしてまた、協議会で決定されることは私も重々承知しているわけでございますので、現状等について結構でございますので、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思っております。

そこで、はっきり言えば砺波市の減反の推移というのは一体どうなるのか、分かる範囲内で結構でございますので、お知らせいただきたいと思います。

○**桜野委員長** 津田農業振興課長。

○**津田農業振興課長** 今年度の転作率、いわゆるなじみやすい言葉で言いますと転作率になるわけでございますけれども、38.82%でございました。この推移が過去からずっといろいろあるわけでありまして、一番興味のあるのはやはり来年のということで、一昨日も報道で砺波市の生産目標数量は1万5,355トン余りということございま

した。昨年と比較いたしまして340トン余り少ない。いわゆるそれだけ多く転作しなくちゃならないということまでは分かるわけでございます。ただ、詳細なことにつきましては、議員が言われましたように、これから砺波市水田農業推進協議会というところで詳細に計算してまいりますので、また分かれば速やかにお知らせしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 そういうことだろうというふうに思いますが、大体340トン減産になるということでございます。

確実な数字はいいんですが、例えばあぜ1本ぐらいの差なのか、田んぼ1枚ぐらいの差なのか、その辺、大体でいいんです。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 雰囲気的でございますけれども、各集落におきまして、もう田んぼ1枚か2枚ほど余計に転作してもらわんならんかなというふうにイメージしていただければよろしいかというふうに思っております。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 大変苦しい答弁でございます。申し訳ないと思います。

そこで、田んぼ1枚、仮にですが、そして増加した部分の作付が水稻以外で増えるということになりますと、そういった作付に対する振興策というのは増えることになると思いますが、その辺はどうでしょう。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 本市におきましては、富山県農業再生協議会からこの配分通知があるわけございまして、この通知に基づきまして今後正式に検討するということになるわけでございますけれども、本市におきましては、農業者が主体的に需要に応じた生産に取り組むという体制を今まで続けてまいりました。

したがいまして、今後とも引き続いて農業者や農業者団体、いわゆるJAになるわけでございますけれども、こういった方々、また、県や市で組織いたします砺波市水田農業推進協議会でいろいろ議論を深めながら、増加した部分についてどう対応していくかということをもた話ししていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 よろしくお願ひいたします。

そこで、増加するというお話でございましたけれども、国のほうは昨年度といいましようか、今年の方と、補填といいましようか、補助金は額が変わらないというような言い方をしております。そうしますと、面積が増えた分だけ減額になるという考え方になるんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 国の令和3年度の概算要求の時点では、昨年同額の3,050億円となっているというふうに私たちは今聞いております。

市といたしましても、国や県に対しまして、産地交付金の増額が必要ではということとは投げかけてはございます。しかしながら、国のほうではこの後どうなるかちょっと今分からないわけでございまして、ただ、現在、国の令和2年度の補正予算におきまして、新市場の開拓用米と申しますか、いわゆる輸出用米とか加工用米、麦、大豆、野菜などの高収益作物に対しましてこういったような支援が必要だということで、いろいろ検討はされているというふうにお聞きしております。

したがって、こういった減らないようにということも粘り強く申し上げていきましますし、今後その動向をまた注視していきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 よろしくお願ひいたします。そして、主食用米から今おっしゃられたように飼料米に転換してくれというような話もよくあるわけでありましてけれども、ただやってくれと言っても誰もしないわけでございまして、その辺は交付金の対象になるわけでございまして、その部分を補うことはできるかどうか。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 現在、国の令和2年の補正予算によりまして、都道府県が転換拡大に取り組む生産者を支援する場合に限って、飼料用米の面積拡大分の作付に対します支援というものが今検討されているところでございまして、これにつきましても、今後ちょっと動向を見ていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 そもそもこの食糧法自身が需要を達成すると、さらには価格の安定とい

うことが大前提になっているわけでございます。食料につきましての需要は確保できるというふうに思っておりますが、どうも価格の安定という部分につきましてはちょっと疑問を呈するところがあります。そういうことでございますので、こういったことについて目標を達成することができるような法律なのか、ちょっとその辺聞きたいわけですが。

○**桜野委員長** 津田農業振興課長。

○**津田農業振興課長** 主食用米につきましては、全国的な需要が非常に減少していくといった中で、行政によります生産数量目標の配分廃止がこの2018年産米からされたわけでございますけれども、県全域でこの需要に応じた米生産に取り組むことが今求められているという状況は御存じかというふうに思っております。

本県におきましても、これまでの手法に準じまして、県段階及び地域段階の米の生産目標と、こういったものが提示されておきまして、生産者、農業者団体、いわゆるJAでございますけれども、こういった方々、また行政とが一体となりまして、需要に応じた米生産と水田のフル活用というものに取り組んできております。

国の方針に従ってこれらに取り組んできているわけでございますけれども、こういったようなことから、今現在、富山県産米の評価というものは市場におきましては非常に高いというふうに聞いております。特にとなみ野の農協の米につきましてはもっと欲しいがやということで、引く手あまたやというようなことは聞いております。

また、米の価格につきましても、となみ野農協がこの数年前から買取り制ということで、米を買い取ることに変更したことによりまして、一定の米価というものが保たれているというふうに私たちは考えております。

したがって、ある程度の目的は達成しているのではないかなというふうに私たちは考えております。

以上であります。

○**桜野委員長** 山本善郎委員。

○**山本善郎委員** 富山県の野上農林水産大臣がこの前おっしゃっておられたところを見ますと、今後、農家の所得を上げるには輸出しかなかるうというようなお話もあるわけでございます。

そこで、私もそれもいい方法だなというふうに思うわけでございますが、現状、市内はちょっと無理だと思いますが、現在、県内ではどのような状況かお知らせいただきたい

いと思います。

○**桜野委員長** 津田農業振興課長。

○**津田農業振興課長** 県内では今現在、輸出に関しては非常に県のほうでも力を入れていらっしゃるしまして、米の輸出につきましては1,500トン余り、米の加工品につきましては3,100万円余り、日本酒につきましても100キロリットル余り、令和元年度でございますけれども、輸出している状況だというふうにお聞きしております。

本市におきましても、若干、私のほうでお聞きしている範囲内でちょっとお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、一番はチューリップでございます。チューリップ球根につきましては平成28年に26年ぶりに台湾へ輸出したということで、海外のほうへ輸出しております。昨年度、令和元年度につきましても1万5,600球、僅かでございますけれども輸出しているというような実績もございます。

今年度につきましても、今現在、一生懸命交渉している最中でございます、何とか引き続き台北市政府のほうに購入していただけるようにまた粘り強く頑張っていきたいなというふうに思っております。

また、市内の民間企業の方も一生懸命頑張っているらっしゃいまして、例えば特産のユズを使ったユズみそ、こういったものも台湾や中国など海外のほうへ輸出しているという民間企業の方もいらっしゃいますし、酒造メーカーのほうでは、日本酒とかウイスキーとか、こういったものも台湾、中国をはじめ海外のほうへ輸出しているという実績もございますので、また、民間企業の方にももっともっと頑張りたいなというふうに思っております。

以上であります。

○**桜野委員長** 山本善郎委員。

○**山本善郎委員** おっしゃるとおりでございます、政府の言う重点品目27品目のうち、恐らくここで該当するのはお酒とお米のパックかなというふうに思っております。そういうことで、これは民間活力を利用しないとできないわけでございますので、そういった方向づけをひとつお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**桜野委員長** 林委員。

○**林委員** 企業誘致のインターチェンジのパークの件でちょっとお尋ねをしてみたいん

ですけど、さっき農地転用とか除外申請等の手続に大変時間がかかるということで、地権者の方々はほとんど100%了解していただいているように聞いているんですね。そうしたら、面積的には、僕の記憶では8.5ヘクタールぐらいの広さではなかったかと思うんですけど、それでよろしかったですか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 地権者の方につきましては、これから交渉といいますか説明にお伺いする予定でございますので、今はそういう状況であるというふうに思っております。

面積につきましては約8ヘクタール弱というふうになっておりますので、よろしくお願いたします。

○桜野委員長 林委員。

○林委員 そうしたら、何区画ぐらいの予定なのでございましょう。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 区画割につきましては、今、現地測量とか、地質調査とか、設計とか、そういうところの結果がないとどういった形になるか分かりませんので、その結果を見て今後検討していきたいなというふうに思っております。今はそういう状況ですね。

○桜野委員長 林委員。

○林委員 なぜそんなこと言うかという、あそこに用排水路がいっぱいあるんですね。その絡みでなかなか、ある程度区画しないと川の問題がある。

それで、その川を問題にしていくと面積が当然出てきて、規格に合うか合わないかという部分が出てくると思うんですよ。だから、そこら辺もしっかりと勉強していただいて、来やすい企業を早く誘致してほしいと。

おまけで言えば、地権者の了解が取れた時点では、いらっしゃいぐらいの看板を立ててもいいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 まず、農道とか排水路につきましては地元の土地改良区とまた協議を進めていきたいと思っておりますし、PRにつきましては、既に商工観光課内に産業立地官もおられますので、そういった方が企業訪問しながらPRに努めています。看板等についてはまたちょっと検討はしていきたいんですが、取りあえず企業訪問等を一生懸命頑張っていきたいなというふうに思っています。

○桜野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜野委員長** ないようでありますので、以上で、市政一般における本委員会の所管事項についての質疑を終了いたします。

市長はじめ当局の皆さん、御苦労さまでした。委員の皆さんは、しばらくお待ちください。

○**桜野委員長** お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜野委員長** 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

(閉会中継続審査の申出について)

○**桜野委員長** 次に、閉会中の継続審査についてをお諮りいたします。

本産業建設常任委員会の所管事項について、閉会中もなお継続して審査する必要がありますので、会議規則第111条の規定により申出することといたしたく、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜野委員長** 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時14分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会産業建設常任委員会

委員 長 桜 野 孝 也